

「神奈川県手話推進計画」の改定について

平成28年3月に策定した「神奈川県手話推進計画」については、令和2年度に計画の改定を予定していたが、新型コロナウイルス感染症対策の影響により、改定時期を令和3年度に変更した。今般、計画の改定案を作成したので報告する。

(1) これまでの経緯

令和3年10月 第3回県議会定例会厚生常任委員会に改定計画素案を報告

令和3年10月 改定計画素案に対するパブリック・コメントの実施
～11月

令和4年1月 神奈川県手話言語普及推進協議会において改定計画案を審議

(2) 改定のポイント

ア ろう者への理解を深める取組の推進

手話の普及を推進するため、手話への理解の前提となる、ろう者への理解を深める取組を一層進める。

また、地域や学校と連携し、聞こえる子どもやろう児（聴覚障がいのある子ども）をはじめ、さまざまな世代に対して取組を展開する。

イ ろう児の手話獲得の機会の充実

ろう児の手話獲得の機会の提供や、学校での個々の特性に応じた手話の習得、ろう学校での手話による学習などの取組を進め、ろう児とその保護者を支援する。

ウ 手話による情報取得や手話が使用される機会の充実

手話によるろう者の社会参加の推進に向けて、日常生活において、手話による情報取得や手話が使用される機会の充実を図る。

また、災害や感染症拡大時など、非常時において手話で意思疎通できる環境の整備を、ICT技術活用の視点も取り入れながら促進する。

エ 専門人材の計画的な養成や活動環境の充実

手話通訳者、盲ろう者通訳・介助員など、ろう者や盲ろう者の社会参加に欠かせない専門人材の計画的な養成に努め、派遣の機会を拡充

するなど、活動環境の充実を図る。

オ 盲ろう者に関する記述の充実

計画における手話には、盲ろう者の使う接近手話や触手話も含まれることから、手話を使う盲ろう者に関する記述の充実を図る。

カ その他

計画の取組成果の指標として、成果指標を設定するとともに、手話交流会「しゅわまる」や電話リレーサービスなどの新しい動きについてコラムなどで記載する。

(3) 改定計画素案に対する県民意見募集（パブリック・コメント）の状況

ア 意見募集期間

令和3年10月18日～令和3年11月16日

イ 意見募集方法

県ホームページへの掲載、県機関等での閲覧、市町村、関係団体等への周知

ウ 意見提出方法

フォームメール、郵送(手話を撮影・録画したDVDの送付を含む)、ファクシミリ

エ 提出された意見の概要（現時点での案）※詳細は資料3のとおり

(ア) 意見件数 205件

(イ) 意見の内訳

区 分	件数
(a) 計画全体に関するもの	24件
(b) 手話の普及に関するもの	32件
(c) 学校・地域で手話を学ぶ機会等の充実に関するもの	57件
(d) 手話を学習するしくみづくりに関するもの	7件
(e) 手話が使用される機会の充実に関するもの	42件
(f) 手話通訳の充実等に関するもの	21件
(g) 計画の推進体制及び進行管理に関するもの	14件
(h) その他	8件
計	205件

(ウ) 意見の反映状況

区 分	件数
(a) 新たな計画に反映しました。	30件
(b) 新たな計画案には反映していませんが、ご意見のあった施策等には既に取り組んでいます。	23件
(c) 今後の政策運営の参考とします。	133件
(d) 反映できません。	6件
(e) その他（感想・質問等）	13件
計	205件

(エ) 意見の反映状況

- a 新たな計画に反映した意見
- ・ 手話の普及と合わせて、その前提となるろう者や盲ろう者への理解を進めることはとても大事なことなので、進めてほしい。
 - ・ 計画に掲載するコラムでは、当事者の思いがしっかり伝わる内容となるようお願いしたい。また、現状のほか、先進的な取り組みなども紹介してほしい。
 - ・ 県は、計画改定した後も当事者団体との意見交換の場を持つなど、当事者の意見をしっかり聞いてほしい。
- b 新たな計画案には反映していないが、既に取り組んでいる意見
- ・ 聞こえない子ども、聞こえる子ども、どちらに対する取り組みも進めてほしい。
 - ・ 遠隔手話通訳サービスについては当事者や関係機関への周知を進めてほしい。
- c 今後の政策運営の参考とする意見
- ・ 県の手話講習会について、もう少し多くの方に活用されるように改善してほしい。
 - ・ 手話の普及について、オンラインや動画配信など工夫してやればよいのではないか。
 - ・ 聴覚障がいに関わる医療機関・療育機関に対する手話やろう者についての理解を広げてほしい。
 - ・ 手話通訳、盲ろう者・通訳介助員が増えるような取り組みを進めてほしい。
- d 反映できない意見
- ・ 手話を言語として周知するには、義務教育化を検討することも必要ではないか。

- ・ 手話通訳者、盲ろう者通訳・介助員の処遇改善について明文化してほしい。
- e その他（感想・質問等）
 - ・ 県が作成した手話冊子を子どもが学校でもらったが、非常に役に立っている。

(4) 素案からの変更点

- ・ コラム・関連事項紹介について、追記した。
- ・ 県民意見募集（パブリック・コメント）を踏まえて、一部の文言を修正した。
- ・ 成果指標について、県民ニーズ調査の数値を追加した。
- ・ 学校での手話教育の統計について、「神奈川県内の特別支援学校（聴覚障害教育部門）児童・生徒数」を記載することに変更した。

(5) 今後のスケジュール

- | | |
|--------|--------------------------------|
| 令和4年2月 | 第1回県議会定例会厚生常任委員会に改定計画案を報告 |
| 3月 | 社会福祉審議会において改定計画案を審議
改定計画の決定 |

<別添資料>

資料4 「神奈川県手話推進計画（令和4年度～令和8年度）」案

(参考)

改定の概要

ア 改定の趣旨

ろう者とろう者以外の者が相互にその人格と個性を尊重し合いながら共生することのできる地域社会の実現に向けて、計画を改定する。

イ 計画の位置付け

神奈川県手話言語条例第 8 条第 1 項に基づき、手話の普及等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定する。

ウ 計画期間

令和 4 年度から令和 8 年度までの 5 年間とする。

エ 対象区域

県内全市町村とする。

オ 留意事項

神奈川県手話言語普及推進協議会などの場において、当事者団体や関係者等と十分な意見交換を行うとともに、パブリック・コメントに寄せられた意見の検討期間を十分に確保することで、丁寧に改定作業を進める。